



秩中野球部 中北部北海道春季野球大会優勝 6月19日

見事！ 55参加チームの頂点に立つ！

- 第34回秩父別とんでんまつり
- 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 「せせらぎ」整備ボランティアを募集
- 歯のコンクールで最優秀賞を受賞

第
34
回

秩父別とんでん

今年も熱いまつりがやってくるー！

期日 平成23年8月7日 (日)

会場 ふれあいプラザ周辺



ものまねライブショーのしのぶちゃん



毎年多くの人たちで盛り上がるビ
ールパーティー！
大抽選会では豪華賞品が用意され
ているよ！



今年は、HBCラジオパーソナリティーの
YASUが、おまつり全体の司会を務めます。

イベントスケジュール

12:00 ~	開会式
12:05 ~ 12:20	中学校吹奏楽演奏
12:30 ~ 13:00	それいけ！アンパンマンショー（1回目）
13:00 ~ 14:40	むかで競走大会
14:40 ~ 15:30	特産品を使ったミニゲーム
14:40 ~ 15:10	お菓子つかみ放題（小学生以下）
15:40 ~ 15:55	ちくし神楽獅子舞
16:00 ~ 16:15	テスク&祭人YOSAKOI 演舞
16:20 ~ 16:50	それいけ！アンパンマンショー（2回目）
17:15 ~ 17:25	北いぶき農協もちまき
12:00 ~ 19:50	料飲店出店
12:00 ~ 19:50	個店出店
12:00 ~ 16:00	焼き肉出店
12:00 ~ 16:30	農産物直売
12:00 ~ 16:30	フリーマーケット
12:00 ~	トマトジュース即売会
17:30 ~ 19:50	夕市・綾川町特産品販売
12:00 ~ 17:00	ふわふわアトラクション
17:30 ~ 19:50	飲んでんパーティー
17:40 ~ 17:55	イントロ当てクイズ（子供のみ）
18:00 ~ 19:00	ものまねライブショー （しのぶちゃん、ピエロのリンリン）
19:15 ~ 19:45	大抽選会
20:00 ~ 20:15	花火大会

当日のスケジュールは、内容・時間等が変更になることもあります。

お問い合わせ

秩父別とんでんまつり実行委員会事務局（秩父別町産業課内）

電話 33-2111 FAX 33-3466

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成23年度の保険料のお支払いについて～

後期高齢者医療制度は、加入者（被保険者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

☆平成23年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別にお知らせします。☆

■平成23年度保険料の計算方法（保険料率は、平成22年度と変わりません）

均等割 【1人あたりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成22年中の所得－33万円)× 10.28%	=	1年間の保険料 100円未満切り捨て (限度額50万円)
---	---	--	---	---

- 保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。
- 保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
- 世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は加入者（被保険者）と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者（被保険者）ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	→	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ加入者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	→	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません	→	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	→	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

② 所得割の軽減

- 加入者（被保険者）個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■ 保険料のお支払い方法

**保険料のお支払いは、
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。**

- 「口座振替」を希望される方は、役場住民課住民福祉グループまでお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】 ～ ご本人の保険証、預金通帳とお届け印 ～

- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。
ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆ 年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。
「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

- ※ 保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

～ 後期高齢者医療制度障がい認定のお知らせ ～

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方（※）は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入すると、現在加入の健康保険をやめることとなります。

後期高齢者医療制度に加入するかしないかについては、医療費負担や保険料の違いを考えて判断する必要がありますので、お気軽に役場住民課住民福祉グループまでお問い合わせください。（加入した後でも申請によりやめることができます。その際は、他の健康保険への加入手続きが別途必要となります。）

※一定の障がいのある方とは…

- ・ 国民年金等の障害年金1、2級を受給している方
- ・ 身体障害者手帳1～3級、4級（音声、言語、下肢障がいの一部）をお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
- ・ 療育手帳A（重度）をお持ちの方

〈申請に必要なもの〉

- 障がいのあることが確認できるもの（年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）
- 印かん
- 健康保険の被保険者証

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

秩父別町
住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線45）

「せせらぎ」の整備等について

ボランティアを募集

本町には、北海道最大級のばら園「ローズガーデンちっぷべつ」、世界のめん羊が観賞できる「めえ〜めえ〜ランド」などがあり、毎年多くの観光客に来て頂いています。

この一帯の中には、「ローズガーデンちっぷべつ」から「桜の杜」に向かう道路と「めえ〜めえ〜ランド」との沢の一面に自然林に囲まれ人工的な遊水路が流れる憩いの場「せせらぎ」があり、タニシやニホンザリガニなどの希少な生き物が生息しています。

町としては、自然林に包まれた「せせらぎ」を体と心を癒せる施設として、さらには子供たちや親子が自然とたわむれながら楽しく過ごせる施設として位置づけ、隣接する観光施設と一帯性を保持しつつ魅力ある観光施設として維持することとしています。

しかし、訪れる観光客が少ないのが実態であり、生息するホタルやタニシ、ニホンザリガニを前面に活かしながら、「せせらぎ」そのものの活用にアイデアなどを頂けるボランティアの団体、グループの方々を募集いたします。

何卒、町民皆様の力添えをいただけますようお願いいたします。

募集期間 平成23年8月末日

募集先・問合せ 秩父別町産業課産業グループ（電話 0164-33-2111 内線64）

